

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日（火）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

(重点事項) 頁

- | | | | |
|---|--------------------------------|-------|----|
| 1 | 平成22年度における生活保護法施行事務監査について | ----- | 1 |
| 2 | 平成22年度における指定医療機関に対する指導及び検査について | — | 56 |
| 3 | 平成22年度における指定介護機関に対する指導及び検査について | — | 58 |
| 4 | 平成22年度における保護施設に対する指導監査について | ----- | 61 |

(連絡事項)

- | | | | |
|---|-------------------------------|-------|----|
| 1 | 平成22年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて | --- | 71 |
| 2 | 平成22年度各種研修等日程(予定) | ----- | 71 |

(参考資料)

- | | | | |
|----|--------|-------|----|
| I | 生活保護関係 | ----- | 78 |
| II | 保護施設関係 | ----- | 91 |

重 点 事 项

1 平成22年度における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、生活保護の相談・申請及び新規開始が急増しているところであるが、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も高くなっている。

漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取扱いについて、個別ケースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を要する者が適切に保護を受けることが出来るよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第2のセーフティネットについても、適切に情報提供を行うことが求められている。

次に濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除並びに被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対し指導頂いているところであるが、被保護者の増加に伴って一層の指導の徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金、障害者自立支援給付等他法他施策等の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点検強化など、保護費の適正支給についての指導の強化が更に求められている。

自立支援については、厳しい雇用状況の中、稼働能力がある被保護者の増加から、就労指導だけでなく就労自立支援プログラム等の充実・強化による自立支援も更に重要となっている。このため、就労支援員の配置又は増員、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用等、自立支援の充実強化が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、日常の現業業務の進行管理などに問題が認められるところであるので、これらの点について未然防止の観点から管内実施機関に対する具体的な指導が重要である。

ウ 指導監査の実施に当たって

(ア) 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査に当たっては、管内福祉事務所毎の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該福祉事務所のその後の改善状況の確認等一連の事務が、PDCAサイクルを意識して効果的に実施される必要がある。

そのため、監査実施計画（監査の事前準備及び復命会を含む。）及び監査の重点事項の策定並びに監査班の編成及びその役割分担と連携等について、十分検討頂きたい。

(イ) 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと実施体制の確保が不可欠である。特に本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模事務所等に対して実地に指導監査に参画することにより、制度の運用状況等の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。また、管内実施機関に対する適切な指導が実施できる本庁の監査指導（研修等を含む。）体制の整備が必要であるので、これらの点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては管内福祉事務所の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ一定数の主管課職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところであるので念のため申し添える。

(ウ) 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果、是正改善を必要とする事項（内容）については、具体的な改善方策を含め文書で通知し、また、監査結果に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、必要に応じ監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

(エ) 福祉事務所における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請の急増に伴い被保護世帯が増加する中、保護の適正な運営実施を確保するため標準数に対する現業員の充足及び査察指導の体制など実施体制の整備が課題となっている。

併せて、現業業務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

(オ) 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（福祉事務所におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、適切な保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等をについても検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 平成22年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

(ア) 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金及び家賃や水道・電気などライフラインに係る滞納状況など所謂急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時において面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9の1に基づき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じては特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」との取扱いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加聴取等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第2のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ) 「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目途の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入等など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。）第10の12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか及び保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導の徹底をお願いします。

(ウ) 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確かな事例、②法第27条に基づく文書による指導指示の前に法第27条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなされていない事例、

③法第62条第4項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第27条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くされず放置されている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性は勿論、その手続きについても当然、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じた問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、局長通知第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答第11の2、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条の基づく指導指示内容及び各段階における手続き等が適正かケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すること、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を仰ぐことについての徹底をお願いする。

イ 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対する指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者について、①契約内容及び利用料金等が不明のまま、保護費全額が事業者名義又は事業者が管理する本人名義の口座に振り込まれている事例、②保護費が当該施設の所在地の基準額を超えて支給されている事例、③事業者が保護費の管理をしているが、当該金銭管理契約の

有無、現金出納簿、請求書・領収書の保全状況が不明な事例、④居宅保護でありながら少なくとも年に2回以上の訪問調査が計画・実施されず、訪問時においても居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など施設内サービスに係る契約内容及び提供状況が不明である事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置づけがない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の把握及び指導援助が行われているか管内福祉事務所毎の状況を把握の上、必要に応じ転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介等する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を実地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認出来たことを十分に説明の上、出来れば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等を同行させ少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に2回以上の訪問計画を策定の上で担当現業員に確実に実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス（食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など）に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などの生活状況等を確認することについての徹底をお願いする。

なお、無料低額宿泊施設に入居している生活保護受給者への訪問調査の実施に関しては、平成21年度第二次補正予算に計上された「住宅確保・就労支援員」の活用についても積極的に助言願いたい。

ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①現役暴力団員について入院等により急迫状況を認め保護を開始した者について、退院等により急迫状況を既に脱して

いるにもかかわらず漫然と保護を継続していた事例、②過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上であった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、都道府県等本庁においては警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることの徹底をお願いする。

エ 不正受給等の防止及び適正な債権管理について

(ア) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について

平成20年度における不正受給件数及び金額は、被保護者の増加及び課税調査の徹底等から、平成19年度の15,979件9,182,994千円から18,623件10,617,982千円と増加している。

その内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金・手当等受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性がある事例が散見された。

また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であっても、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第78条ではなく法第63条を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第63条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止出来る事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第63条による返還金及び法第78条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第63条及び法第78条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金・手当等受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第1

23号厚生事務次官通知)第8-3の(3)のク及び課長通知第8の58に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額(私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限る)にあてられる費用等)について、収入として認定しないことについても併せて周知するよう指導の徹底をお願いします。

(イ) 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等が思料される事例が認められた。さらに、その後の調査についての進行管理がされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含めた査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願います。

(ウ) 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の

適用について

監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第63条が適用されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うなど特段の再発防止策を講じることもなく、世帯主が世帯員に対して周知していなかったことなどを理由に安易に法第63条の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していながら就労収入を故意に申告しなかったケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかったことを理由に法第63条を適用することは、法第61条により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

については、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底並びに「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問13-1踏まえた法第63条及び法第78条の適切な適用についての指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告の義務の徹底とともに、特に不当受給に係る保護費の法第63条による返還の適用についてはケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いします。

(エ) 事後調定の是正と適正な債権管理について

生活保護費国庫負担金の精算については、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」（平成17年9月29日社援保発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において明確になっているにもかかわらず、会計検査院の検査において、一部の自治体が所謂事後調定若しくは随時調定を未だに継続し適正な生活保護費国庫負担金の精算を行っていないことが認められたところである。

また、監査の結果、一部の実施機関において、地方自治法第171条の6に基づく履行延期の特約の手続きが適正にされないまま分割納入が事実上行われている事例、督促状や催告状の送付が行われず口頭による督促を実施した記録もない事例、債務承認などによる適切な時効中断手続きが行われていない事例なども認められたところである。

現業員による法第63条による返還金等の横領事件においては、債権管理が適正に行われていないことがその要因となった事例も認められているところである。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において、法第63条による返還金及び法第78条による徴収金について適正な債権管理が実施されているか、抽出した個別ケースの調定原議簿、債権管理簿、納入領収書（控）票等によって確認し、不適切な取扱いが行われていた場合には、口頭による指導だけでなく文書による是正改善の指示を行うことで是正改善結果を確認すること。

特に所長等幹部職員に対し、債権管理責任者が査察指導員との連携により、調定履行延期の特約の手続き、督促状や催告状の送付、納入指導及び債務承認などによる時効中断手続きなどについて、被保護者だけでなく、元被保護者である債務者及び債務者が死亡した場合の相続人に対しても適切に実施するよう指導を願いたい。

オ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無について、確認が十分ではない事例が散見された。また、先般、会計検査院より介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けたところである。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性がある判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底するよう管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについての指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用の徹底について指導を願いたい。

なお、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付の活用については、平成22年度における生活保護法施行事務監査の実施結果報告及び厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料において、その検討状況等について報告を求めることにしているので留意いただきたい。

カ 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、特に資格点検及び縦覧点検が適切に実施されているか疑問がある実施機関が認められた。また、他の実施機関と比べ著しく極端に過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」（昭和44年7月9日社保第166号厚生省社会局保護課長通知）に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか指導監査において実地に確認し、必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業（（2）のア 診療報酬明細書点検等充実事業）において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて指導助言願いたい。

キ 代理納付について

監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、代理納付制度の実施が遅れている又は滞納の発生状況について適宜、把握がされていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃等について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が取れないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該用途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）等を踏まえ、未だ代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が適宜、当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について新たな滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知）が平成18年3月31日社援保発第0331006号により改正され、被保護者の委任状は不要となっているので、あらためて申し添える。

ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成22年1月までに11件となっている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることか

ら、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後1度も訪問されていない事例、1年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

特に昨年度後半以降、新規申請及び開始が急増していることから、他の実施機関においても継続ケースに対する訪問調査活動に支障が生じているのではないかと憂慮される。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づき適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援保発第0331003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすことが出来ることについても助言願いたい。

(イ) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、その結果、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4

の1により示されているとおりであり、その結果、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することでの確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）、「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）、「『生活保護受給者等就労支援事業』活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日雇児発第0331019号・社援発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）及び「生活福祉・就労支援協議会の設置について」（平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定・職業能力開発・雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）などを踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会を活用するなどによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び囑託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークなどへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

(ウ) 扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地につき調査がされていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、把握された扶養義務者に対して一律に文書による照会をしているところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

(エ) 要保護世帯向け長期生活支援資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず、必要な指導援助が行われていない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(オ) 実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が福祉事務所の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われずさらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、年度当初に管内実施機関（福祉事務所）の実施方針及び事業計画が、「保護の実施機関における生活保護業務の実

施方針の策定について」(平成17年3月29日社援保発第032900.1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」(平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

(3) 国が実施する監査等について

ア 平成22年度における監査計画について

国の実施する法施行事務監査は次の3つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：縣市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方
よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので了
知願いたい。

(ア) 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

(イ) 一般監査A：30道府県市

北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、
京都府、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、

名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、相模原市

(ウ) 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、
兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

札幌市、仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

また、監査資料については、管内福祉事務所の制度の運用状況及び本庁監査の実施状況を把握し、適確かつ円滑な監査を行う上で必要であるので、都道府県市本庁において誤りがないか確認の上、提出期限までに当室に必ず届くよう協力願いたい。平成22年度の監査資料の様式については、必要な改正を行い平成22年3月末に示す予定である。

イ 研修会等の開催について

平成22年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

(ア) 新任生活保護査察指導員基礎研修会について

保護の実施機関においては、保護の決定等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、生活保護査察指導員の約2割は現業経験がなく、査察指導機能が著しく低下していることから、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、生活保護査察指導員等の業務の管理が不十分なことによる現業員の保護費の詐取、不十分なケース審査や決定実施事務につけこまれた通院移送費の保護費不正受給のような事例が発生している状況にある。

このような状況を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、特に現業経験のない査生活保護査察指導員に対して、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対象者：現業経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成22年5月26日～28日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内 容：査察指導業務の基本についての講義、事例発表及び意見交換 等

(イ) 全国生活保護査察指導に関する研究協議会について

一定の経験を有する生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、管内福祉事務所等の関係職員の派遣等についてご配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員

開催時期：平成22年8月25日～27日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：今求められる査察指導業務や自立支援についての事例発表及び研究協議等

(ウ) 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議について

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不祥事、通院移送費を悪用した多額の保護費不正受給事例など広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このような状況を踏まえ、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に下記のとおり、会議を実施することとしているので、監査班長など関係職員を派遣願いたい。なお、詳細については、決定次第連絡することとしている。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成22年5月12日～14日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

(エ) ブロック会議の開催について

平成22年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。

生活保護法施行事務監査事項

(*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1・保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) <u>生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</u><u>手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認が的確に行われているか。</u></p> <p>(5) 相談内容、指導助言結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「<u>自動車や不動産を処分しなければ申請できない</u>」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、<u>保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(9) <u>生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制がとられているか。</u></p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 他法他施策の活用状況</p> <p>ア 年金、手当、その他<u>自立支援給付等</u>の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用について検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときは、再照会を行っているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理が行われているか。</p> <p>また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査が、年1回程度行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、<u>収入の有無にかかわらず</u>毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。また、必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p>(ア) 毎年、全ケースの世帯員全員について、6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。<u>特に管外市町村に住民票がある者については、当該市町村に対しても課税情報の提出につき協力を求めているか。</u></p> <p>なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</p> <p>さらに、その調査結果が決裁されているか。</p> <p>また、法第78条適用等の処理が、遅くとも年度内に完結されているか。</p> <p>(イ) 課税状況調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税状況調査を的確に行う体制の整備が図られているか。</p> <p>(3) 年金等の受給権の確認</p> <p>ア <u>社会保険庁日本年金機構より誕生月35歳、45歳及び58歳時に送付される年金「ねんきん定期便」</u>を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。</p> <p>イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) その他、他法他施策の活用 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、 <u>障害者自立支援医療介護扶助または医療扶助に係る自立支援給付等</u>の活用の可能性等、他法他施策の活用について検討されているか。</p> <p>(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い 入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。 また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 援助方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。</p> <p>(4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導など、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。</p> <p>なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、囑託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に、年1回以上は把握されているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場</p> <p>があるか否かにより判断し、必要に応じケース 診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に 検討されているか。</p> <p>イ 就労・求職状況管理台帳が整備されているか。</p> <p>また、対象者には、求職活動状況・収入申告 書を毎月提出させ、内容を把握し、必要な指導 が行われているか。</p> <p>ウ 就労に関する個別支援プログラムを活用する など、自立に向けた適切な指導援助が図られて いるか。</p> <p>エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関 との組織的連携は十分行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた 公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行わ れているか。</p> <p>オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、 就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤 務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏 まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、 生活歴、職歴等から総合的に勘案し、稼働能力 が活用されていない場合は、転職を含む増収指 導が行われているか。</p> <p>カ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要 に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることが伝えられているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ ひとり親世帯就労促進費の認定は、適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定 事務の確保</p>	<p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況 債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況 ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。 イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。 また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。 ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り、納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手続きをとることにより改善が図られているか。</p> <p>1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含め</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>て適正に要否の判定を行い決定されているか。<u>また、廃止決定の理由は的確か。</u></p> <p>(2) 「辞退届」による廃止</p> <p>ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。<u>また、本来不必要な辞退届を一律に徴取していないか。</u></p> <p>イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。</p> <p>ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>(3) 指導指示違反による廃止</p> <p>ア 指導指示内容及び期限の設定については被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性はあるか。</p> <p>イ <u>法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。</u></p> <p>キウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</p> <p>エ <u>指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について検討しているか。</u></p> <p>ウオ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>(4) 保護の廃止に係る助言指導及び連携</p> <p>保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について国民年金への加入等の諸手続及び再相談・再申請について助言指導がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。</p> <p>3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告訴等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>題がないか、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p> <p>1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、囑託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>(2) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否が十分検討されているか。</p> <p>(3) 長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者について、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(4) 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>ア 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>(5) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(6) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。また、その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>(7) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。</p> <p>また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>* 移送給付については、 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の改正通知等を踏まえて、改正する</p>	<p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付にあたっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはないよう、適切に給付の決定が行われているか。</p> <p>② 移送給付</p> <p>ア 移送給付の範囲は、一般的給付については国民健康保険の例によっているか。</p> <p>また、例外的給付の場合は、原則、福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段によって行われているか。</p> <p>イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被保護者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。</p> <p>また、例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する囑託医協議や、必要に応じて検診命令を行い、</p> <p>① 病状等から徒歩又は電車・バスを利用して通院することが可能かどうか。</p> <p>② 通院先の医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるかについて把握し、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。</p> <p>なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、かつ最も経済的な経路・交通機関を福祉事務所において決定しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 給付については、福祉事務所が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていなか。</p> <p>エ 3箇月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分（疾病等の状態により3箇月を超えて給付が必要な場合で、かつ、電車・バス等の公共交通機関を利用している場合は第7月分）の移送を決定する前に、給付要否意見書（移送）等により継続の要否が検討されているか。</p> <p>オ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。</p> <p>カ 通院証明書を提出させ、給付対象とした日数やレセプトに記載された日数と差異がないかの確認が行われているか。</p> <p>また、領収書等によりその金額を確認し、金額の妥当性等について確認が行われているか。</p> <p>(※2) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。</p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合について、必要に応じ業務委託医の活用が検討されているか。</p> <p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、援助方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>ウ <u>人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等</u>を受けている者について、<u>更生医療に係る自立支援給付の活用</u>について検討されているか。原則、自立支援医療による給付されているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 介護扶助の要否判定、程度について、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</p> <p>(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認が的確に行われているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等 介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>キ2 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。 また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果を確認しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>※3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>※4 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。</p> <p>(2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。</p> <p>また、その状況は記録として残されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について、分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</p> <p>(2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</p> <p>また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</p> <p>(3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。</p> <p>(4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>社事務所としての評価がされているか。また、実施方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議等に諮るなど速やかに組織的判断を行っているか。</p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導が適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。</p> <p>(3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 援助困難ケースへの対応</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する指導援助が、担当者任せとなっていないか。</p> <p>(2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導しているか。</p> <p>(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(4) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p>
	<p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務等の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の決定、支給等の事務処理に関して、保護決定通知書の取扱い等、事務処理規程の明確化を図り、現業員等による詐取等の発生防止策が講じられているか。 ア 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 イ 金品等の授受にあたっては、現業員等が現金を取り扱っていないか。 ウ 真にやむを得ない場合は、複数の職員で当てるなどの体制がとられているか。</p> <p>(2) 窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減が図られているか。</p> <p>(3) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、返還金等の現金の金庫等による保管状況は、適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。</p> <p>また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討しているか。さらに、その内容が拳証資料等により明確にされているか。</p> <p>(5) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。</p> <p>(6) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について、</p> <p>ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</p> <p>イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。</p> <p style="text-align: center;">国庫負担額 = (自治体の支出額 - (調定額 - 不納欠損額)) × 3/4</p> <p>ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</p> <p>エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 <p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。</p> <p><u>特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性がないと判断していないか。</u></p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</p> <p>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</p> <p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p> <p><u>(6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。</u></p> <p><u>(7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態の把握を行っているか。</u></p> <p>(8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、福祉事務所と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じて、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>3 ホームレスに対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについては、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所が検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援がされているか。</p> <p>(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、<u>利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態</u>を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援が行われているか。</p> <p>4 <u>中規模福祉事務所の取組状況</u> <u>福祉事務所の規模に応じた適切な組織運営</u></p> <p>(1) <u>小規模な福祉事務所において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制</u>が取られているか。</p> <p>また、<u>他の福祉事務所等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力</u>がされているか。</p> <p>(2) <u>大規模福祉事務所において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫</u>がされているか。</p> <p>5 <u>職員による不祥事件の再発防止について</u> <u>過去において職員による不祥事件の発生した福祉事務所については、その発生原因及び背景を分析し</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>た上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。</u></p> <p><u>また、他の福祉事務所においても、職員による不祥事件が発生しないよう未然防止策が徹底されているか。</u></p>

2 平成22年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査において、指定医療機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、保険医療機関の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、国民健康保険担当等の都道府県・指定都市・中核市の各関係部門、並びに各地方厚生局（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）など関係機関間における指定医療機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、中核市において、指定医療機関に対する指導が適切に実施されていない事例が散見されることから、各中核市においては、医療扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

3 平成22年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しており、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査において、指定介護機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、指定介護保険事業者の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、生活保護担当部局での開催のみならず、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、指定介護機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、指定介護機関に対する指導が適切に実施されていない自治体が散見されることから、介護扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護、痴呆対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p> <p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

4 平成22年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成22年度における指導監査の実施に当たっては、特に以下の点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき実施されたい。

(1) 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、施設の最低基準が確保されていることはもとより、

ア 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているかどうか

イ 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているかどうか

ウ 実施機関や家族との連携が図られているかどうか

エ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導すること。

(2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不祥事防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

生活保護法保護施設指導監査要綱

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによつて、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

保護施設指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
第1. 適切な入所者 処遇の確保 1. 入所者処遇の 充実	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを 得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 エ 身体拘束や権利侵害等が行われていないか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 検食は、適切な時間に行われているか。(原則として食事前となっているか。) また、各職種職員の交替により実施されているか。 エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 オ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 (特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。) カ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。 また、原材料についてもすべて保存されているか。 キ 食器類の衛生管理に努めているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ク 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2. 入所者の生活環境等の確保</p> <p>3. 自立、自活等への支援援助</p>	<p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。 入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。 オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護・更生施設関係 ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した自立支援のための計画が作成され適切に実施されているか。 イ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施策の活用が検討されているか。 ウ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 利用者ごとの自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。</p> <p>イ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</p> <p>ウ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、作業能力評価が適切に行われ、必要に応じ授産科目の見直し等が行われているか。</p> <p>エ 利用者の作業記録が適切に記録されているか。</p> <p>オ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>カ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(12) その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保 ア 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 イ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 ウ 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当の支給は適正に行われているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p> <p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 オ 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 カ 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化に努めているか。</p> <p>(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 イ 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。</p> <p>(5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ また、非常食等の必要な物資が確保されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p data-bbox="550 235 1428 403">エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p data-bbox="518 459 1428 582">なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>

連 絡 事 項

1 平成22年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて

平成22年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了承ください。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途調整の上、通知する。

① 実施時期

4月13日（火）、14日（水）、15日（木）の3日間 <予定>

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）
2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）（別紙2）
3. 監査の実施結果（別紙3）
4. 参考資料
 - （1）管内の保護動向を分析した資料
 - （2）平成22年度の本庁監査実施要綱及び本庁実施方針
（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。）
 - （3）平成21年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」
 - ① 平成20年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所
 - ② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所
 - ③ 別紙3の本庁の評価が「D」、「E」に該当する福祉事務所
 - （4）上記③の福祉事務所いずれか1ヶ所について、次に該当する資料
 - ① 平成21年度監査資料（事前提出分）
 - ② ヒアリング内容が分かる資料
 - ③ 確認監査を実施していればその結果が分かる資料

2 平成22年度各種研修等日程（予定）

平成22年度における生活保護法施行事務監査関係の研修等を別紙4のとおり予定しているため、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

(別紙3)

3. 監査の実施結果

福祉事務所		年度	19年度	20年度	21年度
	指摘数/ ケース検討 数				
	文書指摘率	%		%	
	評価				
	21年度 職員不祥事	有・無	<内容>		
	指摘数/ ケース検討 数				
	文書指摘率	%		%	
	評価				
	21年度 職員不祥事	有・無	<内容>		
	指摘数/ ケース検討 数				
	文書指摘率	%		%	
	評価				
	21年度 職員不祥事	有・無	<内容>		

- (注) 1 上記内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。
 2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書(個別ケースの指摘は除く。)で指摘した事項を記入すること。
 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。
 4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

平成22年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主 催	開催地
生 活 保 護 関 係	生活保護法施行事務監査にか かる生活保護指導職員会議	5月12日(水) ～ 5月14日(金)	厚生労働省	未定 (首都圏)
	新任生活保護査察指導員 基礎研修会	5月26日(水) ～ 5月28日(金)	同 上	同 上
	生活保護担当ケースワーカー 全国研修会	6月16日(水) ～ 6月18日(金)	同 上	東京都
	福祉事務所長研修	7月7日(水) ～ 7月9日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	生活保護自立支援研修担当 育成研修	7月21日(水) ～ 7月23日(金)	同 上	同 上
	全国生活保護査察指導に 関する研究協議会	8月25日(水) ～ 8月27日(金)	厚生労働省	未定 (首都圏)
	生活保護指導監督職員研修	9月 8日(水) ～ 9月10日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)

参 考 资 料

I 生活保護関係

1 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況（平成20年度）

区分		都道府県・指定都市数	福祉事務所数	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象数 A		64 県市	1,245か所	1,148,766世帯
監査実施数	厚生労働省	64 県市	60か所	2,765件
	県・市	—	1,184か所	53,968件
	合計 B	64 県市	1,244か所	56,733件
実施率 B/A		100.0%	99.9%	4.9%

資料：平成20年度生活保護法施行事務監査資料及び監査実施結果報告より作成
「監査対象数A」の世帯数は、平成20年度福祉行政報告例による。

(2) 厚生労働省が実施した指導監査結果に基づく主な問題点（平成20年度）

都道府県・指定都市本庁	問題点	か所	指摘率(%)		
		54	84.4		
	・管内福祉事務所の実施体制の整備・確保	20	31.3		
	・自動車保有ケースに対する指導の徹底	10	15.6		
	・課税状況調査の実施	10	15.6		
	・暴力団員に対する保護の適用	10	15.6		
	・適正な保護の開始、廃止等の手続	10	15.6		
福祉事務所	保護の適正実施の推進	か所	%		
		・訪問調査活動の充実強化	44	73.3	
		・扶養能力調査等の徹底	40	66.7	
		・病状把握及び就労指導の徹底	39	65.0	
		・適正な保護の開始、廃止等の手続	39	65.0	
		・他法他施策の活用	23	38.3	
		・適切な援助方針の樹立	22	36.7	
		・適切な課税状況調査の事務処理	19	31.7	
		・法第63条及び78条の適正な実施	19	31.7	
		組織的な運営管理の推進	・査察指導機能及び組織的運営管理の充実強化	44	73.3
			・実施体制の整備	25	41.7

資料：平成20年度厚生労働省監査結果

(注) 都道府県・指定都市本庁指摘率＝か所／64

福祉事務所指摘率＝か所／60

(3) 福祉事務所に対する指摘事項(平成20年度)

①主眼事項・着眼点別改善指示事項(その1)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県市監査分			合計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
I 保護の適正実施の推進	2	59	61	118	724	842	120	783	903	72.6
1 保護の相談、申請、開始段階における 助言、指導及び調査の徹底	1	54	55	32	256	288	33	310	343	27.6
(1) 面接相談時等における適切な対応	0	34	34	11	64	75	11	98	109	8.8
(2) 適切な事務処理	0	2	2	11	72	83	11	74	85	6.8
(3) 保護開始時における調査	0	9	9	12	120	132	12	129	141	11.3
(4) 扶養義務履行の指導	1	47	48	12	98	110	13	145	158	12.7
(5) 関係機関等との連携	0	3	3	0	1	1	0	4	4	0.3
2 保護受給中における指導援助の推進	2	58	60	109	637	746	111	695	806	64.8
(1) 権利、義務の周知徹底	0	0	0	2	13	15	2	13	15	1.2
(2) 資産及び収入の把握	1	38	39	57	268	325	58	306	364	29.3
(3) 年金等の受給資格の確認	0	25	25	31	156	187	31	181	212	17.0
(4) 扶養能力調査の実施	1	46	47	34	184	218	35	230	265	21.3
(5) 入院患者日用品費等給付	0	0	0	1	6	7	1	6	7	0.6
(6) 援助方針の策定	2	27	29	24	181	205	26	208	234	18.8
(7) 訪問調査活動の充実	2	44	46	52	347	399	54	391	445	35.8
(8) 就労阻害要因の把握	1	43	44	34	184	218	35	227	262	21.1
(9) 個別具体的な指導援助の充実	1	48	49	27	177	204	28	225	253	20.3
(10) 関係機関との連携及び社会資源等の活用	0	2	2	7	38	45	7	40	47	3.8
3 適正な保護の決定事務の確保	1	37	38	26	165	191	27	202	229	18.4
最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務の適正処理	1	41	42	28	169	197	29	210	239	19.2
4 不正受給防止対策等の推進	1	16	17	4	70	74	5	86	91	7.3
(1) 収入申告内容の確認等の状況	0	0	0	3	50	53	3	50	53	4.3
(2) 不正受給ケースに対する措置	0	2	2	1	30	31	1	32	33	2.7
(3) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策	1	15	16	0	17	17	1	32	33	2.7
II 医療扶助の適正運営の確保	1	26	27	42	231	273	43	257	300	24.1
(1) 医療扶助受給者に対する指導援助の状況	0	10	10	18	123	141	18	133	151	12.1
(2) レセプトの点検・活用	0	4	4	1	30	31	1	34	35	2.8
(3) 移送給付等の状況	1	23	24	11	76	87	12	99	111	8.9
(4) 嘱託医等の配置及び活動状況	0	1	1	0	20	20	0	21	21	1.7
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0.4
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	0	0	18	88	106	18	88	106	8.5

資料：平成20年度監査実施結果報告、平成20年度厚生労働省監査結果

(その2)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県市監査分			合 計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
Ⅲ 介護扶助の適正運営の確保	0	0	0	3	44	47	3	44	47	3.8
(1) 介護扶助受給者に対する指導援助の状況	0	0	0	0	16	16	0	16	16	1.3
(2) 介護給付費の点検等	0	0	0	0	19	19	0	19	19	1.5
(3) 福祉用具及び住宅改修の給付状況	0	0	0	2	7	9	2	7	9	0.7
(4) 介護施設入所者基本生活費等給付	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0.1
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0.1
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	0	0	2	18	20	2	18	20	1.6
Ⅳ 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保	0	0	0	1	15	16	1	15	16	1.3
(1) 適正な入所措置事務等の確保	0	0	0	0	3	3	0	3	3	0.2
(2) 適正な保護の決定事務の確保	0	0	0	1	2	3	1	2	3	0.2
Ⅴ 組織的な運営管理の推進	2	51	53	37	363	400	39	414	453	36.4
1 計画的な運営管理の推進	2	46	48	7	104	111	9	150	159	12.8
(1) 理事者等の現状認識	1	35	36	0	16	16	1	51	52	4.2
(2) 問題の把握と対応策の組織的取組	0	4	4	2	38	40	2	42	44	3.5
(3) 運営の方針及び事業計画の状況	0	16	16	1	15	16	1	31	32	2.6
(4) 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況	0	1	1	0	14	14	0	15	15	1.2
(5) ケース診断会議の活用状況	1	13	14	2	18	20	3	31	34	2.7
2 査察指導機能の充実	2	43	45	19	153	172	21	196	217	17.4
(1) 現業活動の掌握体制の確保	0	13	13	12	70	82	12	83	95	7.6
(2) 訪問の進行管理等	0	1	1	8	89	97	8	90	98	7.9
(3) ケース審査及び助言、指導	2	33	35	5	55	60	7	88	95	7.6
(4) 援助困難ケースへの対応	0	0	0	4	16	20	4	16	20	1.6
3 実施体制の確保	2	36	38	17	231	248	19	267	286	23.0
(1) 職員の配置状況	2	27	29	5	149	154	7	176	183	14.7
(2) 面接相談体制の状況	0	0	0	1	4	5	1	4	5	0.4
(3) 経理事務の処理状況	0	20	20	9	104	113	9	124	133	10.7
(4) ケース記録等事務処理の管理状況	0	4	4	2	24	26	2	28	30	2.4
Ⅵ 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導	1	8	9	16	87	103	17	95	112	9.0
(1) 福祉事務所の実情に応じた取組状況	0	0	0	1	29	30	1	29	30	2.4
(2) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導	0	2	2	1	8	9	1	10	11	0.9
(3) 自動車保有ケースに対する調査、指導	1	5	6	4	45	49	5	50	55	4.4
(4) ホームレスに対する保護の適用	0	5	5	0	2	2	0	7	7	0.6

(注) 1 本表は厚生労働省及び都道府県・指定都市の監査結果通知において、着眼点(カッコ数字)ごとに指摘した福祉事務所の延べ数を
主眼事項(Ⅰ-Ⅰ～Ⅵ)ごとに各事項で指摘した福祉事務所数の実数を記載したものである。

2 指摘率＝ $\frac{\text{指摘を受けた福祉事務所数}}{\text{厚生労働省監査実施事務所数60箇所} + \text{都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,184箇所}} \times 100$

厚生労働省監査実施事務所数60箇所+都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,184箇所

②ケース検討結果の指導指示の状況

厚生労働省及び都道府県・指定都市のケース検討結果の指導指示状況

(平成20年度実施分)

	総数	厚生労働省 監査	都道府県・指定都市監査			
			一般監査	特別指導監査	小計	
ケース検討数(A)	件 56,733	件 2,765	件 47,394	件 6,574	件 53,968	
文書指導・指示ケース数(B)	件 18,229	件 1,641	件 14,166	件 2,422	件 16,588	
指導・指示率(B/A)	% 32.1	% 59.3	% 29.9	% 36.8	% 30.7	
指導 指示 事項	援助方針の樹立	件 1,815 (6.5)	件 299 (9.1)	件 1,294 (6.2)	件 222 (5.9)	件 1,516 (6.1)
	世帯認定	300 (1.1)	22 (0.7)	228 (1.1)	50 (1.3)	278 (1.1)
	資産の把握・活用	1,686 (6.0)	181 (5.5)	1,307 (6.2)	198 (5.2)	1,505 (6.1)
	扶養能力調査	4,399 (15.7)	540 (16.4)	3,316 (15.8)	543 (14.4)	3,859 (15.6)
	他法他施策の活用	3,465 (12.4)	457 (13.9)	2,645 (12.6)	363 (9.6)	3,008 (12.2)
	最低生活費の算定	1,633 (5.8)	111 (3.4)	1,280 (6.1)	242 (6.4)	1,522 (6.2)
	収入認定	3,353 (12.0)	288 (8.8)	2,542 (12.1)	523 (13.8)	3,065 (12.4)
	保護の決定	510 (1.8)	64 (1.9)	381 (1.8)	65 (1.7)	446 (1.8)
	稼働能力等の把握	3,229 (11.5)	381 (11.6)	2,413 (11.5)	435 (11.5)	2,848 (11.5)
	指導・指示の徹底	2,104 (7.5)	238 (7.2)	1,575 (7.5)	291 (7.7)	1,866 (7.5)
	訪問による実態把握	5,310 (19.0)	678 (20.6)	3,816 (18.2)	816 (21.6)	4,632 (18.7)
	関係機関との連携	205 (0.7)	30 (0.9)	141 (0.7)	34 (0.9)	175 (0.7)
	合計	28,009 (100.0)	3,289 (100.0)	20,938 (100.0)	3,782 (100.0)	24,720 (100.0)

(注) ()内の数字は、合計に対する構成割合

資料:平成20年度監査実施結果報告、平成20年度厚生労働省監査結果

③都道府県・指定都市別ケース検討結果表（都道府県・指定都市実施分）

(その1)

区分	検討総数 A	指導・指示数 B	指導・指示率 B/A	実調数	1 援助方針	2 世帯認定	3 資産		4 扶養	5 他法他施策				6 最低生活費		
							ア 資産把握	イ 資産活用		ウ 自立支援法	エ 福祉各法	オ 社会保険	カ その他	キ 基準生活費	ク 加算	ケ その他
北海道	1,292	336	26.0	0	75	6	17	10	51	19	5	30	2	6	18	11
青森県	872	169	19.4	3	15	2	8	6	46	11	9	19	2	2	6	4
岩手県	614	325	52.9	4	19	2	32	11	82	15	14	16	9	0	3	12
宮城県	568	186	32.7	0	3	5	17	2	29	7	3	7	0	4	9	9
秋田県	578	218	37.7	0	4	6	25	12	32	6	13	9	0	16	6	2
山形県	336	165	49.1	16	25	2	1	5	49	0	0	0	0	43	6	0
福島県	648	211	32.6	67	29	2	17	5	59	13	7	20	0	16	13	2
茨城県	1,009	356	35.3	0	51	3	10	5	106	28	1	49	0	9	24	21
栃木県	648	271	41.8	0	50	6	6	3	20	3	2	2	0	56	11	2
群馬県	449	177	39.4	0	27	2	19	5	19	12	4	21	2	7	10	14
埼玉県	1,061	441	41.6	1	3	19	21	18	61	14	15	31	5	12	3	40
千葉県	1,535	677	44.1	0	83	1	22	6	205	30	16	97	0	59	18	5
東京都	2,952	14	0.5	46	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	1,013	301	29.7	0	1	0	17	6	38	25	17	59	2	14	20	8
新潟県	336	160	47.6	0	13	1	11	3	30	8	3	22	0	25	6	7
富山県	205	8	3.9	12	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0
石川県	224	66	29.5	0	1	0	2	0	4	1	1	5	0	5	2	1
福井県	176	69	39.2	15	39	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0
山梨県	187	108	57.8	0	35	0	15	8	25	4	6	9	1	38	1	1
長野県	542	202	37.3	0	19	5	22	19	38	2	7	8	4	3	5	13
岐阜県	233	161	69.1	7	24	15	15	6	68	7	9	0	21	2	12	3
静岡県	492	192	39.0	17	4	2	13	4	70	22	25	16	0	11	13	14
愛知県	1,250	467	37.4	29	62	5	24	2	61	26	18	105	2	15	13	6
三重県	583	92	15.8	0	18	2	8	4	7	3	1	1	3	4	1	3
滋賀県	439	245	55.8	28	14	1	9	4	49	26	1	3	0	1	2	1
京都府	406	236	58.1	34	44	2	20	5	75	3	3	15	0	6	8	10
大阪府	1,722	567	32.9	0	53	1	4	3	161	9	3	36	1	2	13	1
兵庫県	1,772	486	27.4	13	110	3	19	3	133	26	10	70	1	11	17	6
奈良県	466	123	26.4	0	10	3	12	1	16	6	9	10	0	2	3	2
和歌山県	592	419	70.8	22	181	8	23	8	148	36	0	32	2	6	12	9
鳥取県	264	89	33.7	4	6	2	7	6	12	3	4	12	2	3	2	7
島根県	270	132	48.9	0	23	3	18	7	23	3	10	12	0	20	3	3
岡山県	730	197	27.0	0	1	5	3	0	16	17	5	29	1	3	12	6
広島県	778	279	35.9	0	53	6	26	19	68	28	18	37	0	5	12	9
山口県	680	175	25.7	19	7	1	16	17	20	13	10	10	2	3	16	6
徳島県	501	149	29.7	0	7	1	3	7	55	3	0	38	0	3	1	0
香川県	320	200	62.5	0	4	2	7	5	77	26	9	21	0	4	3	0
愛媛県	632	299	47.3	0	19	6	19	14	103	13	9	77	9	1	1	1
高知県	1,256	753	60.0	0	35	24	35	19	322	19	21	74	3	60	11	16
福岡県	2,305	433	18.8	0	3	6	9	3	26	46	2	73	2	3	15	9
佐賀県	365	80	21.9	4	4	6	8	5	14	0	0	8	0	0	4	2
長崎県	702	362	51.6	0	55	5	16	33	135	7	4	22	3	5	2	1
熊本県	769	240	31.2	0	6	1	10	6	102	8	1	10	0	2	4	6
大分県	378	179	47.4	72	7	0	5	4	45	5	0	31	2	10	2	3
宮崎県	566	311	54.9	0	32	21	51	8	17	10	8	20	2	5	3	1
鹿児島県	1,116	313	28.0	20	18	3	14	4	92	8	4	12	3	4	4	3
沖縄県	1,096	529	48.3	9	74	6	38	12	130	9	22	51	0	21	18	6
札幌市	2,289	372	16.3	0	9	19	40	16	51	22	9	20	5	25	15	10
仙台市	533	337	63.2	0	7	0	15	14	117	17	16	28	0	4	2	3
さいたま市	603	145	24.0	0	11	5	7	0	9	7	3	5	6	19	6	2
千葉市	494	210	42.5	9	16	6	33	2	50	12	15	6	0	15	15	4
横浜市	1,844	418	22.7	1	1	3	48	11	36	31	2	15	1	4	17	23
川崎市	790	165	20.9	8	29	5	25	9	82	17	12	19	8	21	5	4
新潟市	277	168	60.6	0	6	0	9	1	38	8	1	6	0	0	1	0
静岡市	204	60	29.4	4	1	0	1	0	32	0	0	3	0	0	3	0
浜松市	168	126	75.0	0	23	0	9	2	32	3	2	13	1	2	0	2
名古屋市	984	479	48.7	74	1	2	82	27	140	26	5	93	0	13	12	4
京都市	2,366	268	11.3	34	6	9	30	2	28	7	14	18	0	3	7	1
大阪市	2,452	841	34.3	0	0	15	23	8	202	94	19	21	2	14	21	5
堺市	1,002	101	10.1	8	9	0	2	1	12	4	0	10	0	2	0	0
神戸市	887	159	17.9	0	10	6	11	8	28	12	3	21	2	3	1	0
広島市	1,014	217	21.4	0	13	2	9	4	28	7	8	36	0	4	10	0
北九州市	916	124	13.5	94	4	0	3	0	3	5	0	1	0	2	8	5
福岡市	1,217	230	18.9	111	4	2	19	3	29	21	5	34	3	8	10	2
合計	53,968	16,588	30.7	785	1,516 (6.1)	278 (1.1)	1,062 (4.3)	443 (1.8)	3,859 (15.6)	873 (3.5)	443 (1.8)	1,578 (6.4)	114 (0.5)	667 (2.7)	504 (2.0)	351 (1.4)

(注) ()内は、指導指示総数に対する構成割合
資料：平成20年度監査実施結果報告

(その2)

7 収入認定				8	9 稼働能力の把握等					10 指導指示				11	12	合計
コ 収入 申告 書	サ 内容 検討	シ 控除	ス その他	保護 の 決定	セ 就労 指導 可否	ソ 稼働の 実態	タ 障害 要因 解消	チ 療養 指導 要否	ツ その他	テ 就労 指導	ト 療養 指導	ナ 検診 命令	ニ その他	生活 実態	関係 機関 連携	
10	5	10	4	9	58	2	7	26	6	37	0	2	4	59	3	492
10	9	3	6	5	12	2	0	2	0	5	2	0	2	13	0	201
28	11	0	14	6	28	0	1	11	3	32	6	0	4	130	3	492
25	11	4	0	1	25	0	3	7	0	19	0	0	0	45	4	239
30	6	1	1	5	40	0	0	3	4	28	1	3	4	79	0	336
39	3	0	2	0	9	0	1	0	32	11	0	0	0	46	0	274
25	12	3	0	3	14	1	0	3	3	15	0	2	2	46	0	312
42	27	15	4	23	45	1	2	8	3	19	3	2	1	28	2	532
42	23	7	5	8	11	0	1	0	1	10	0	2	5	136	0	412
28	14	6	1	41	3	0	0	3	0	1	4	0	4	54	2	303
56	7	3	3	24	69	3	0	33	6	42	6	1	5	178	16	694
86	27	34	8	16	136	2	6	5	4	47	6	2	16	180	2	1,119
3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	14
47	22	6	7	1	18	2	1	17	4	14	2	1	0	84	3	436
21	7	3	3	2	17	0	2	12	11	9	1	2	1	39	2	261
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9
21	1	0	1	4	10	1	0	0	0	5	0	0	0	34	0	99
27	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	93
5	0	0	4	10	21	0	0	1	1	5	0	0	1	15	1	207
20	1	3	7	11	18	0	0	3	1	5	3	4	7	33	16	277
14	2	0	16	0	7	0	0	0	2	1	5	5	32	11	2	279
43	10	2	0	5	2	0	4	1	0	8	0	1	4	48	0	322
48	15	4	5	8	41	0	0	27	6	27	3	7	19	71	2	622
7	3	1	2	3	6	1	0	1	1	10	3	0	3	30	1	127
46	6	0	0	3	33	0	0	3	1	23	1	1	13	122	4	367
23	19	12	0	5	36	2	1	1	5	22	1	3	1	100	1	423
48	8	2	2	3	58	8	4	9	9	36	6	4	4	268	1	757
55	23	4	4	16	30	0	0	9	11	21	11	8	16	168	0	785
30	7	0	0	4	6	1	0	3	1	6	2	0	1	41	0	176
54	29	2	1	5	72	6	1	53	18	34	0	0	9	85	2	836
13	4	2	1	4	4	0	0	0	5	2	1	1	0	12	0	115
11	8	9	2	9	6	2	2	5	13	6	0	0	1	20	3	222
34	9	2	4	1	19	0	0	7	0	6	1	3	0	102	0	286
27	15	10	9	8	22	1	2	6	1	23	3	1	5	42	5	461
37	12	5	1	8	7	0	0	10	0	4	2	1	0	15	1	224
1	5	0	0	0	22	1	0	1	1	11	0	2	2	11	0	175
9	1	1	0	4	44	0	0	8	0	13	3	1	4	59	4	309
41	4	1	6	1	29	1	0	36	12	33	26	1	8	58	16	545
144	68	2	2	15	51	2	0	11	24	34	6	2	26	234	5	1,265
38	5	1	4	1	52	0		29	5	22	0	0	1	107	0	462
4	5	0	1	0	15	2	0	3	3	0	0	0	2	23	1	110
12	11	8	3	2	51	0	3	25	2	50	8	4	9	74	12	562
18	7	4	2	2	29	1	1	9	2	17	2	1	2	59	2	314
24	9	2	4	1	27	0	0	2	0	7	0	1	5	50	2	248
20	11	1	3	8	37	1	2	9	3	18	22	0	30	76	17	436
28	8	4	4	2	69	0	1	22	4	46	3	0	8	38	5	411
42	31	4	1	31	63	4	0	14	4	44	4	1	18	192	16	856
7	23	1	10	28	20	1	3	9	0	47	1	0	6	29	1	427
51	11	2	2	0	30	0	3	6	6	43	1	2	11	165	3	559
13	9	4	2	2	19	0	0	0	16	7	2	3	4	33	0	194
9	35	11	7	1	15	0	0	19	3	7	2	1	3	13	0	300
40	13	5	66	33	28	0	4	4	57	17	0	0	2	87	0	548
10	6	5	6	5	13	6	4	11	0	10	1	0	10	40	4	367
23	1	1	0	3	18	1	1	0	0	23	2	0	6	92	5	246
0	3	2	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	1	19	0	71
29	8	2	1	1	13	1	0	1	0	16	1	0	3	79	0	244
21	57	1	3	0	35	2	3	15	0	30	6	2	5	166	1	752
6	17	5	1	36	4	0	0	0	53	14	0	0	8	18	1	288
22	107	3	11	7	100	3	38	10	3	90	8	2	8	323	3	1,162
7	4	0	0	1	14	0	0	1	1	7	3	0	1	47	0	126
3	2	1	13	1	7	3	5	0	13	52	0	0	5	21	0	231
12	6	0	12	3	25	1	3	30	2	24	0	2	7	53	1	302
20	0	1	7	2	18	0	0	3	1	2	0	0	2	65	0	152
6	9	2	1	3	9	2	3	2	7	16	3	0	13	38	0	254
1,715 (6.9)	832 (3.4)	227 (0.9)	291 (1.2)	446 (1.8)	1,745 (7.1)	68 (0.3)	112 (0.5)	549 (2.2)	374 (1.5)	1,234 (5.0)	177 (0.7)	81 (0.3)	374 (1.5)	4,632 (18.7)	175 (0.7)	24,720 (100.0)

④都道府県・指定都市別訪問調査活動の状況

区分	総 数						郡 部					市 部				
	検計 総数 A	1 2 3 訪問 訪問 目的 計画 実績 達成			問題 なし B	(A-B)/A (%)	検計 総数	1 2 3 訪問 訪問 目的 計画 実績 達成			問題 なし	検計 総数	1 2 3 訪問 訪問 目的 計画 実績 達成			問題 なし
		1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成				1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成			1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成	
北海道	1,292	15	85	99	1,189	8.0%	483	1	44	49	430	809	14	41	50	759
青森県	872	7	51	33	805	7.7%	214	3	28	8	183	658	4	23	25	622
岩手県	614	9	151	143	450	26.7%	158	1	26	24	132	456	8	125	119	318
宮城県	568	25	80	116	420	26.1%	127	7	26	31	91	441	18	54	85	329
秋田県	578	82	120	120	411	28.9%	71	2	6	6	65	507	80	114	114	346
山形県	336	3	47	43	289	14.0%	70	0	1	1	69	266	3	46	42	220
福島県	648	12	62	323	336	48.1%	122	3	12	60	62	526	9	50	263	274
茨城県	1,009	10	41	48	946	6.2%	88	0	5	4	81	921	10	36	44	865
栃木県	648	2	138	106	491	24.2%	115	0	7	7	105	533	2	131	99	386
群馬県	449	22	66	85	354	21.2%	72	5	26	30	39	377	17	40	55	315
埼玉県	1,061	90	284	240	577	45.6%	152	7	44	32	79	909	83	240	208	498
千葉県	1,535	34	184	186	1,336	13.0%	94	4	14	12	80	1,441	30	170	174	1,256
東京都	2,952	26	489	107	2,339	20.8%	10	0	2	0	8	2,942	26	487	107	2,331
神奈川県	1,013	35	143	125	845	16.6%	131	0	6	3	124	882	35	137	122	721
新潟県	336	47	86	124	190	43.5%	24	1	2	3	20	312	46	84	121	170
富山県	205	1	29	4	171	16.6%	11	1	1	0	9	194	0	28	4	162
石川県	224	5	33	33	188	16.1%	44	0	2	1	42	180	5	31	32	146
福井県	176	1	24	23	150	14.8%	33	0	2	2	31	143	1	22	21	119
山梨県	187	11	48	48	138	26.2%	18	1	2	2	16	169	10	46	46	122
長野県	542	17	63	32	430	20.7%	106	5	8	3	90	436	12	55	29	340
岐阜県	233	25	57	63	157	32.6%	43	5	9	12	20	190	20	48	51	137
静岡県	492	12	125	69	261	47.0%	72	2	28	13	43	420	10	97	56	218
愛知県	1,178	5	216	175	940	20.2%	154	0	29	23	122	1,024	5	187	152	818
三重県	583	35	103	121	427	26.8%	68	2	10	11	55	515	33	93	110	372
滋賀県	439	12	120	117	315	28.2%	57	0	17	16	40	382	12	103	101	275
京都府	406	31	103	54	277	31.8%	53	5	18	10	31	353	26	85	44	246
大阪府	1,722	15	458	391	1,248	27.5%	51	0	13	10	38	1,671	15	445	381	1,210
兵庫県	1,772	39	190	148	1,557	12.1%	155	2	3	3	152	1,617	37	187	145	1,405
奈良県	466	11	71	20	364	21.9%	109	2	29	5	73	357	9	42	15	291
和歌山県	592	16	65	1	510	13.9%	150	1	14	0	135	442	15	51	1	375
鳥取県	264	1	28	29	233	11.7%	109	1	1	0	107	155	0	27	29	126
島根県	270	0	22	27	239	11.5%	8	0	0	0	8	262	0	22	27	231
岡山県	730	3	195	91	535	26.7%	61	0	23	17	38	669	3	172	74	497
広島県	778	36	72	77	672	13.6%	65	1	6	9	53	713	35	66	68	619
山口県	680	3	15	15	662	2.6%	46	0	0	0	46	634	3	15	15	616
徳島県	501	1	12	136	352	29.7%	146	0	2	37	107	355	1	10	99	245
香川県	320	1	64	26	253	20.9%	78	0	3	1	74	242	1	61	25	179
愛媛県	632	2	83	77	548	13.3%	97	0	4	3	93	535	2	79	74	455
高知県	1,256	0	234	234	1,022	18.6%	175	0	20	20	155	1,081	0	214	214	867
福岡県	2,305	26	129	214	2,055	10.8%	570	4	19	37	527	1,735	22	110	177	1,528
佐賀県	365	3	37	191	164	55.1%	70	1	7	36	26	295	2	30	155	138
長崎県	702	69	158	134	514	26.8%	94	3	15	15	73	608	66	143	119	441
熊本県	769	24	88	93	673	12.5%	128	3	6	6	120	641	21	82	87	553
大分県	378	14	71	66	286	24.3%	29	1	10	11	18	349	13	61	55	268
宮崎県	566	15	86	142	402	29.0%	161	3	27	36	116	405	12	59	106	286
鹿児島県	1,116	12	53	60	1,049	6.0%	307	1	10	11	295	809	11	43	49	754
沖縄県	1,096	90	230	311	731	33.3%	237	4	18	38	191	859	86	212	273	540
札幌市	2,289	19	16	296	1,958	14.5%						2,289	19	16	296	1,958
仙台市	533	72	225	230	217	59.3%						533	72	225	230	217
さいたま市	603	13	87	88	515	14.6%						603	13	87	88	515
千葉市	494	13	11	13	466	5.7%						494	13	11	13	466
横浜市	1,844	209	479	473	1,210	34.4%						1,844	209	479	473	1,210
川崎市	790	3	107	53	448	43.3%						790	3	107	53	448
新潟市	277	51	95	87	87	68.6%						277	51	95	87	87
静岡市	204	3	45	21	153	25.0%						204	3	45	21	153
浜松市	168	11	83	104	63	62.5%						168	11	83	104	63
名古屋市	984	102	298	267	638	35.2%						984	102	298	267	638
京都市	2,366	5	160	88	2,206	6.8%						2,366	5	160	88	2,206
大阪市	2,452	12	616	149	1,675	31.7%						2,452	12	616	149	1,675
堺市	1,002	17	221	101	775	22.7%						1,002	17	221	101	775
神戸市	887	787	582	624	500	43.6%						887	787	582	624	500
広島市	1,014	112	187	178	804	20.7%						1,014	112	187	178	804
北九州市	916	0	65	0	851	7.1%						916	0	65	0	851
福岡市	1,217	1	26	22	1,178	3.2%						1,217	1	26	22	1,178
合計	53,896	2,385	8,612	7,914	42,245	21.6%	5,436	82	605	658	4,512	48,460	2,303	8,007	7,256	37,733

資料：平成20年度監査実施結果報告

(4) 都道府県・指定都市別同意書徴取等の状況

①都道府県・指定都市別同意書徴取状況

区 分	申請件数		同意書の徴取数 B	同意書徴取率(%) B/A
	A			
北海道	8,887		8,758	98.5
青森県	2,699		2,699	100.0
岩手県	1,604		1,604	100.0
宮城県	1,280		1,280	100.0
秋田県	1,769		1,766	99.8
山形県	756		755	99.9
福島県	1,976		1,974	99.9
茨城県	2,993		2,981	99.6
栃木県	2,470		2,468	99.9
群馬県	1,464		1,464	100.0
埼玉県	7,708		7,693	99.8
千葉県	6,036		6,036	100.0
東京都	25,038		17,807	71.1
神奈川県	4,901		4,811	98.2
新潟県	996		993	99.7
富山県	424		422	99.5
石川県	825		825	100.0
福井県	453		453	100.0
山梨県	579		567	97.9
長野県	1,589		1,588	99.9
岐阜県	1,293		1,293	100.0
静岡県	1,569		1,565	99.7
愛知県	3,752		3,722	99.2
三重県	1,943		1,943	100.0
滋賀県	1,231		1,230	99.9
京都府	1,349		1,308	97.0
大阪府	11,321		11,321	100.0
兵庫県	4,988		4,957	99.4
奈良県	1,780		1,780	100.0
和歌山県	1,745		1,745	100.0
鳥取県	925		925	100.0
島根県	650		642	98.8
岡山県	2,982		2,981	100.0
広島県	2,436		2,420	99.3
山口県	1,695		1,693	99.9
徳島県	1,404		1,404	100.0
香川県	1,064		1,064	100.0
愛媛県	2,141		2,136	99.8
高知県	2,492		2,492	100.0
福岡県	5,741		5,741	100.0
佐賀県	805		805	100.0
長崎県	2,724		2,724	100.0
熊本県	2,641		2,610	98.8
大分県	2,219		2,219	100.0
宮崎県	1,801		1,798	99.8
鹿児島県	3,124		3,124	100.0
沖縄県	3,424		3,420	99.9
札幌市	6,562		6,562	100.0
仙台市	1,581		1,581	100.0
さいたま市	2,401		2,401	100.0
千葉市	2,311		2,311	100.0
横浜市	7,823		7,823	100.0
川崎市	3,969		3,628	91.4
新潟市	996		996	100.0
静岡市	638		638	100.0
浜松市	915		915	100.0
名古屋市	5,265		5,265	100.0
京都市	4,003		3,780	94.4
大阪市	16,412		15,155	92.3
堺市	2,498		2,498	100.0
神戸市	4,297		4,297	100.0
広島市	3,351		3,350	100.0
北九州市	2,255		2,255	100.0
福岡市	4,162		4,162	100.0
全 国	213,125		203,623	95.5

(注) 本表は「職権保護」及び「いわゆる住所不定者」を除いた件数である。

資料：平成20年度監査実施結果報告

② 関係先調査の実施状況

	調査実 ケース数 A	調 査 延 件 数 B							一ケース当たり 調査件数 B/A
		年金	生命保険	金融機関	税務調査	雇用先	その他	計B	
北海道	8,848	4,473	153,086	134,318	9,385	461	1,485	303,208	34.3
青森県	2,692	1,471	40,925	31,272	1,704	52	1,248	76,672	28.5
岩手県	1,643	881	27,946	16,268	968	38	827	46,928	28.6
宮城県	1,253	467	20,486	9,778	164	22	249	31,166	24.9
秋田県	1,634	1,314	33,937	13,319	2,591	29	1,230	52,420	32.1
山形県	752	379	13,040	6,961	793	5	319	21,497	28.6
福島県	1,978	1,618	24,382	20,239	2,214	21	1,100	49,574	25.1
茨城県	2,939	2,677	34,253	30,833	1,925	52	1,023	70,763	24.1
栃木県	2,340	769	37,634	29,580	793	49	432	69,257	29.6
群馬県	1,464	1,273	23,798	16,064	1,180	43	446	42,804	29.2
埼玉県	7,681	6,326	109,485	108,026	5,440	76	968	230,321	30.0
千葉県	6,301	3,955	123,286	82,185	3,815	94	1,370	214,705	34.1
東京都	14,040	4,807	69,256	105,383	1,447	298	2,555	183,746	13.1
神奈川県	4,809	4,064	59,888	62,160	3,409	26	214	129,761	27.0
新潟県	960	502	14,547	10,272	1,300	39	353	27,013	28.1
富山県	428	45	6,951	4,847	195	0	787	12,825	30.0
石川県	805	596	8,032	6,450	304	5	92	15,479	19.2
福井県	449	383	7,303	4,614	501	9	210	13,020	29.0
山梨県	537	532	10,596	6,715	390	111	517	18,861	35.1
長野県	1,484	883	20,456	19,359	1,142	13	336	42,189	28.4
岐阜県	1,340	1,165	27,671	17,471	1,091	22	455	47,875	35.7
静岡県	1,627	1,352	23,187	14,215	1,334	11	356	40,455	24.9
愛知県	4,491	2,095	60,335	59,318	1,774	59	955	124,536	27.7
三重県	1,880	815	31,428	21,968	1,008	58	389	55,666	29.6
滋賀県	1,265	436	18,857	13,839	746	10	186	34,074	26.9
京都府	1,377	433	22,803	15,087	594	15	333	39,265	28.5
大阪府	11,089	5,729	149,209	160,356	3,932	27	536	319,789	28.8
兵庫県	4,921	4,125	65,383	68,819	5,224	52	1,773	145,376	29.5
奈良県	1,777	1,560	34,069	30,327	1,695	59	816	68,526	38.6
和歌山県	1,779	1,338	38,793	27,037	546	146	877	68,737	38.6
鳥取県	914	563	12,879	7,934	1,034	45	612	23,067	25.2
島根県	647	357	9,908	6,538	409	14	179	17,405	26.9
岡山県	2,923	1,811	61,066	36,658	3,486	41	613	103,675	35.5
広島県	2,445	2,114	42,503	22,206	866	60	868	68,617	28.1
山口県	1,673	1,584	30,611	22,456	1,418	20	358	56,447	33.7
徳島県	1,406	893	26,449	13,424	409	24	191	41,390	29.4
香川県	1,067	593	18,183	19,013	1,011	24	881	39,705	37.2
愛媛県	2,184	1,185	41,531	15,214	1,087	54	314	59,385	27.2
高知県	2,492	2,299	47,338	31,096	2,487	137	1,169	84,526	33.9
福岡県	5,381	2,888	74,593	50,197	3,935	184	1,153	132,950	24.7
佐賀県	844	387	14,260	10,387	406	18	214	25,672	30.4
長崎県	2,771	1,144	50,985	29,021	787	68	760	82,765	29.9
熊本県	2,623	1,963	44,478	21,511	3,717	136	1,266	73,071	27.9
大分県	2,263	1,463	43,922	19,324	1,533	65	814	67,111	29.7
宮崎県	1,798	1,494	35,908	25,027	975	89	930	64,423	35.8
鹿児島県	3,107	1,434	76,024	50,028	1,778	63	3,201	132,528	42.7
沖縄県	4,120	1,385	47,611	25,225	1,428	45	2,378	78,072	18.9
札幌市	5,878	593	143,917	150,883	419	57	195	296,064	50.4
仙台市	1,524	105	18,209	16,075	82	5	163	34,639	22.7
さいたま市	2,106	2,090	23,790	26,291	473	55	107	52,806	25.1
千葉市	2,341	1,491	23,291	26,128	481	50	73	51,514	22.0
横浜市	7,417	6,873	82,386	79,536	6,418	116	762	176,091	23.7
川崎市	3,431	1,726	28,148	29,701	1,823	62	86	61,546	17.9
新潟市	974	234	9,603	12,625	51	9	58	22,580	23.2
静岡市	678	772	14,634	10,798	26	1	10	26,241	38.7
浜松市	912	165	8,513	7,515	322	17	38	16,570	18.2
名古屋市	4,765	1,434	31,777	40,539	329	29	204	74,312	15.6
京都市	3,782	1,909	31,158	31,693	1,732	21	1,597	68,110	18.0
大阪市	14,697	8,388	142,286	155,274	13,211	77	364	319,600	21.7
堺市	2,400	313	41,142	30,545	2,101	5	132	74,238	30.9
神戸市	4,392	3,593	45,838	59,418	4,994	52	1,335	115,230	26.2
広島市	2,106	370	32,107	18,916	205	8	152	51,758	24.6
北九州市	2,652	2,693	75,084	66,725	4,009	91	892	149,494	56.4
福岡市	4,753	2,412	95,841	42,903	2,962	151	1,357	145,626	30.6
計	198,049	115,171	2,836,995	2,357,904	124,008	3,795	45,863	5,483,736	27.7

(注) 調査実ケース数は申請件数(「職権保護」及び「いわゆる住所不定者」を含まない)のうち関係先調査を行ったケース数である。

資料：平成20年度監査実施結果報告

③ 訪問基準の状況

区 分	郡部訪問基準別割合							市部訪問基準別割合						
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計
北海道	2.8	9.1	26.3	43.9	5.4	12.4	100.0	1.9	6.1	25.3	38.0	18.8	9.9	100.0
青森	9.4	7.2	64.5	0.0	4.1	14.7	100.0	9.4	6.7	67.7	2.0	9.2	5.0	100.0
岩手	13.0	21.7	47.9	0.0	17.5	0.0	100.0	7.2	13.4	46.6	15.5	10.1	7.1	100.0
宮城	9.1	9.1	46.3	0.0	17.2	18.3	100.0	11.4	9.9	43.1	0.0	21.7	13.8	100.0
秋田	11.1	16.9	47.4	0.0	0.0	24.6	100.0	11.9	16.0	49.7	5.1	4.1	13.2	100.0
山形	22.3	11.9	42.9	0.0	0.0	22.9	100.0	6.1	4.1	69.7	0.0	1.6	18.5	100.0
福島	10.5	12.8	38.7	1.6	11.8	24.6	100.0	12.5	14.3	49.8	2.3	10.0	11.1	100.0
茨城	7.3	6.0	28.9	24.0	10.2	23.7	100.0	6.2	4.3	36.6	11.9	21.2	19.9	100.0
栃木	3.7	13.9	61.2	0.0	0.0	21.3	100.0	2.7	10.0	71.8	0.0	5.3	10.3	100.0
群馬	25.7	0.0	48.9	0.0	0.0	25.4	100.0	3.4	3.7	65.0	11.5	2.4	14.1	100.0
埼玉	4.5	10.4	26.1	18.6	27.0	13.5	100.0	2.9	5.4	20.4	20.3	40.8	10.1	100.0
千葉	9.4	10.6	47.2	1.1	10.7	21.0	100.0	9.1	4.8	51.2	7.4	17.3	10.2	100.0
東京	7.3	6.7	25.6	0.0	37.1	23.4	100.0	2.7	6.4	18.0	22.9	39.5	10.5	100.0
神奈川	6.3	8.7	35.1	13.1	28.2	8.6	100.0	5.5	3.8	27.5	29.5	25.3	8.5	100.0
新潟	16.0	12.1	42.4	0.0	25.5	3.9	100.0	9.4	8.9	47.1	0.8	28.0	5.8	100.0
富山	7.1	30.6	27.6	0.0	15.3	19.4	100.0	8.6	15.0	47.8	0.0	25.0	3.6	100.0
石川	9.7	6.3	35.9	14.0	5.3	28.8	100.0	1.7	6.9	26.6	36.5	20.2	8.1	100.0
福井	37.4	4.6	31.5	0.0	0.0	26.5	100.0	5.3	3.4	59.5	9.3	5.8	16.7	100.0
山梨	13.3	25.7	20.5	6.7	0.5	33.3	100.0	7.2	11.4	55.9	3.4	0.5	21.5	100.0
長野	13.4	14.9	37.4	0.0	4.3	29.9	100.0	14.7	9.0	45.3	0.0	12.3	18.6	100.0
岐阜	9.2	18.2	45.7	0.0	1.9	24.9	100.0	4.7	15.5	56.3	2.7	15.2	5.6	100.0
静岡	3.4	6.9	30.9	0.0	36.4	22.4	100.0	4.2	3.5	25.1	3.1	47.5	16.5	100.0
愛知	4.1	10.3	64.4	0.0	14.5	6.8	100.0	6.7	13.9	53.2	10.0	10.8	5.3	100.0
三重	10.9	5.3	33.0	13.3	10.7	26.8	100.0	5.6	5.6	21.3	14.8	35.0	17.7	100.0
滋賀	1.5	12.4	9.7	21.9	38.2	16.2	100.0	2.5	10.3	15.7	22.9	37.4	11.3	100.0
京都	4.9	15.7	19.3	16.3	34.1	9.8	100.0	3.1	13.2	17.9	25.1	33.4	7.2	100.0
大阪	8.5	15.5	47.1	1.1	15.0	12.8	100.0	2.2	7.2	35.4	13.3	34.0	7.9	100.0
兵庫	5.1	12.5	49.8	3.7	28.9	0.0	100.0	2.7	3.0	24.4	26.6	39.1	4.2	100.0
奈良	4.0	0.3	43.9	0.0	41.1	10.8	100.0	5.1	2.4	39.7	2.1	44.3	6.4	100.0
和歌山	8.3	13.2	61.5	0.0	17.0	0.0	100.0	6.5	10.7	59.7	12.7	10.4	0.0	100.0
鳥取	43.3	0.0	29.3	0.0	21.5	5.9	100.0	16.6	0.0	62.5	0.0	8.1	12.8	100.0
島根	23.3	15.1	30.2	11.6	5.8	14.0	100.0	7.0	6.0	40.4	22.2	5.8	18.6	100.0
岡山	3.6	5.5	33.8	0.0	28.0	29.1	100.0	2.2	11.0	44.7	1.2	27.7	13.2	100.0
広島	4.1	8.0	54.7	7.0	14.3	11.9	100.0	3.6	8.3	41.0	8.0	28.5	10.7	100.0
山口	8.8	12.9	46.3	0.0	1.1	31.0	100.0	4.7	10.9	44.9	12.6	11.9	15.0	100.0
徳島	5.2	22.2	53.2	0.0	19.3	0.0	100.0	5.7	11.9	66.5	0.0	16.0	0.0	100.0
香川	4.3	6.2	18.5	49.2	21.8	0.0	100.0	5.1	1.2	14.1	61.1	16.9	1.6	100.0
愛媛	16.8	0.0	60.8	0.0	22.4	0.0	100.0	7.1	0.0	29.4	31.4	25.3	6.8	100.0
高知	7.6	16.8	57.9	0.0	17.7	0.0	100.0	5.0	15.1	19.4	28.5	26.4	5.5	100.0
福岡	0.4	29.9	42.3	13.3	0.6	13.5	100.0	6.5	13.2	48.9	16.8	2.6	11.9	100.0
佐賀	12.3	18.4	41.6	0.0	20.5	7.2	100.0	6.5	16.9	46.0	6.8	15.5	8.4	100.0
長崎	12.4	15.3	54.3	0.0	18.0	0.0	100.0	9.3	4.3	32.4	31.3	15.5	7.2	100.0
熊本	25.6	21.6	30.3	0.0	22.5	0.0	100.0	8.6	17.7	47.5	2.0	16.5	7.7	100.0
大分	12.2	20.4	40.9	0.0	24.3	2.2	100.0	4.4	9.6	36.2	23.4	15.9	10.6	100.0
宮崎	2.7	10.7	33.1	33.2	9.8	10.5	100.0	1.8	6.3	35.8	40.6	4.7	10.8	100.0
鹿児島	8.1	0.0	9.7	28.9	38.4	14.8	100.0	5.9	0.0	16.4	31.3	32.1	14.3	100.0
沖縄	7.3	20.8	53.2	0.0	11.5	7.1	100.0	3.5	7.6	31.5	18.6	30.6	8.2	100.0
札幌市								4.0	14.1	30.2	13.4	31.4	6.8	100.0
仙台市								8.5	0.0	34.2	41.6	8.9	6.9	100.0
さいたま市								2.8	6.5	25.7	14.9	41.0	9.1	100.0
千葉市								8.9	13.7	9.6	57.8	10.0	0.0	100.0
横浜市								0.3	0.0	18.9	0.0	61.4	19.4	100.0
川崎市								6.7	0.1	47.5	0.6	38.3	6.7	100.0
新潟市								2.6	6.3	25.7	42.2	11.8	11.5	100.0
静岡市								3.9	0.0	28.4	0.0	52.6	15.1	100.0
浜松市								7.8	0.0	24.3	0.0	45.5	22.4	100.0
名古屋市								3.6	14.0	15.7	32.0	21.2	13.5	100.0
京都市								0.5	3.4	26.1	12.7	50.2	7.2	100.0
大阪市								0.2	2.9	18.0	26.8	47.9	4.2	100.0
堺市								3.4	7.2	19.2	12.0	49.4	8.8	100.0
神戸市								0.2	0.0	18.9	0.0	36.2	44.7	100.0
広島市								1.0	6.2	36.7	0.0	48.2	8.0	100.0
北九州市								3.3	6.2	35.1	0.0	42.8	12.6	100.0
福岡市								1.7	0.0	42.9	0.0	43.1	12.3	100.0
合計	6.6	14.0	39.1	14.7	13.0	12.6	100.0	3.8	6.4	30.5	17.4	31.5	10.4	100.0
全国	4.0	6.9	31.1	17.2	30.2	10.6	100.0							

資料：平成20年度監査実施結果報告

2 不正受給の状況

(1)不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当り 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
16	10,911	6,203,506	569	15	3,162
17	12,535	7,192,788	574	9	3,180
18	14,669	8,978,492	612	13	3,679
19	15,979	9,182,994	575	12	3,807
20	18,623	10,617,982	570	26	4,493

資料：生活保護の現況と課題（平成19年度及び平成20年度は監査実施結果報告）

(2) 不正内容の年度別推移

内 訳	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	7,885	53.8	8,884	55.6	10,486	56.3
稼働収入の過小申告	1,440	9.8	1,842	11.5	2,029	10.9
各種年金等の無申告	2,363	16.1	2,116	13.3	2,667	14.3
保険金等の無申告	501	3.4	559	3.5	662	3.6
預貯金等の無申告	221	1.5	263	1.6	354	1.9
交通事故に係る収入の無申告	281	1.9	273	1.7	305	1.6
その他	1,978	13.5	2,042	12.8	2,120	11.4
計	14,669	100.0	15,979	100.0	18,623	100.0

資料：生活保護の現況と課題（平成19年度及び平成20年度は監査実施結果報告）

(3)不正受給発見の契機の状況（平成20年度）

発 見 の 契 機			
照会、調査	通報、投書	その他	計
(89.8%)	(6.2%)	(4.0%)	(100.0%)
16,721件	1,163件	739件	18,623件

資料：平成20年度監査実施結果報告

(4) 平成20年度決算検査報告に不当事項として掲載された事例

○生活保護費が過大に支給された事例

県市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
A	高齢者 単身世帯	H13.7～継続	福祉事務所での年金受給権の未確認	円 6,195,201	円 4,646,401
	高齢者 2人世帯	H15.11～継続	福祉事務所での年金受給権の未確認	円 6,203,465	円 4,652,600
B	稼働年齢層 3人世帯	H14.12～継続	(主)就労収入の過小申告 (長女)就労収入の未申告	円 6,297,238	円 4,722,927
C	高齢者 2人世帯	H10.10～H18.5	(主)・(妻)年金収入の未申告	円 2,694,948	円 2,021,211
D	稼働年齢層 3人世帯	H14.2～継続	(妻)就労収入の未申告	円 4,833,978	円 3,625,483
計	4事業主体(福祉事務所) 5ケース		○就労収入の未申告等 ・就労収入の未申告 2件 ・就労収入の過小申告 1件 ○年金収入の未申告 2件 ○福祉事務所での年金受給権の 未確認 2件	円 26,224,830	円 19,668,622

3 生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事案の推移

(新聞報道等による件数)

16年度	4件	現業員の生活保護費横領、着服、放置等
17年度	10件	現業員の生活保護費詐取、着服、架空のシステム導入による詐欺事件等
18年度	20件	現業員の生活保護費着服、詐欺、セクハラ等
19年度	12件	現業員の生活保護費着服、返還金窃盗、生活保護費不当支給、被保護者名簿漏洩等
20年度	16件	現業員の生活保護費着服、紛失、生活保護受給者からの金銭借入、窃盗等
21年度	11件	現業員の生活保護費着服、事務懈怠による生活保護費過大支給、窃盗等

(21年度は、平成22年1月末までの件数)

<事例1>

概要：現業員が、業務による精神的疲労や上司との軋轢により業務に遅滞を生じ、収入認定漏れ等により、約700万円の保護費を過大に支給した。

対応：職員は戒告処分

<事例2>

概要：現業員が、担当していた被保護者から年金遡及受給にともなう返還金約130万円を現金で預かったが、返納処理を行わず、自らの借金返済のために着服した。

対応：職員は懲戒免職

<事例3>

概要：現業員が、病院で死亡した被保護者の遺留金品について、遺族に引き渡すことを約して病院から引き取って保管していたが、その間に私的流用目的で預金通帳から約45万円を引き出した。

対応：職員は懲戒免職

II 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成20年度)

1 指導監査の実施状況

年 度		19'	20'
施 設 数		か所 239	か所 244
実 施 施 設 数	厚 労 省 分	7	12
	都道府県・指定 都市・中核市分	158	128

2 保護施設に対する文書指摘事項

(1)概 要

年 度	平成19年度	平成20年度
指導監査実施施設数	165か所	140か所
文 書 指 摘 総 数	91件	98件
a 入所者処遇	30	32
b 職員処遇	10	13
c 運営管理	51	53

(2) 詳細

指 摘 事 例	平成19年度		平成20年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a. 入所者処遇	30	18.6	32	22.9
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	5	3.1	3	2.1
①入所者の個別処遇の策定が不十分	3	1.9	2	1.4
②処遇に関する記録が不十分	2	1.2	1	0.7
2 給食の取扱いが不適切	3	1.9	4	2.9
①検食及び保存食の実施等が不十分	3	1.9	3	2.1
②調理職員等の検便の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	0	0.0	0	0.0
④栄養量の確保、給食内容が不十分	0	0.0	1	0.7
3 授産事業の実施内容が不適切	0	0.0	3	2.1
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	9	5.6	5	3.6
5 入所者の健康管理が不十分	3	1.9	0	0.0
6 遺留金品の取扱いが不適切	0	0.0	1	0.7
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	1	0.6	0	0.0
8 入所者に対するクラブ活動が低調	0	0.0	0	0.0
9 入所者に対するリハビリが低調	0	0.0	1	0.7
10 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
11 夜間における介護体制が不十分	0	0.0	1	0.7
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	0	0.0	0	0.0
13 その他	9	5.6	14	10.0
b. 職員処遇	10	6.2	13	9.3
1 給与規程が不備又は実態と乖離	4	2.5	5	3.6
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	0	0.0	2	1.4
3 勤務体制の整備が不十分	1	0.6	1	0.7
4 職員の健康診断が不十分	3	1.9	2	1.4
5 研修会等への参加が低調	0	0.0	0	0.0
6 職員の定着化対策が不十分	0	0.0	0	0.0
7 職員に対する福利厚生が不十分	0	0.0	0	0.0
8 その他	2	1.2	3	2.1
c. 運営管理	51	31.7	53	37.9
1 会計事務処理が不適正	21	13.0	13	9.3
①会計事務処理が不適正	16	9.9	11	7.9
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	0	0.0	0	0.0
③措置費対象外経費の支出	1	0.6	0	0.0
④予算の執行が不適切	4	2.5	0	0.0
⑤免注、支払が未決載	0	0.0	2	1.4
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	4	2.5	1	0.7
3 災害事故防止対策が不十分	8	5.0	8	5.7
4 契約の取扱いが不適切	5	3.1	6	4.3
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	4	2.5	3	2.1
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	1	0.6	3	2.1
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	1	0.6	2	1.4
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	3	1.9	0	0.0
①借入金・繰入金等の処理が不適切	2	1.2	0	0.0
②繰入金の管理・執行が不適切	1	0.6	0	0.0
③引当金の経理が不適切	0	0.0	0	0.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	0	0.0	0	0.0
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	0	0.0	0	0.0
②会計責任者への辞令が未交付	0	0.0	0	0.0
8 施設設備の整備が不十分	0	0.0	3	2.1
①施設設備の整備が不十分	0	0.0	1	0.7
②施設設備の使用目的が不適切	0	0.0	2	1.4
9 経理規程が不備又は実態と乖離	0	0.0	1	0.7
10 施設長の兼務及び無資格	2	1.2	1	0.7
11 職員給食費の徴収が不適切	0	0.0	0	0.0
12 直接処遇職員が未充足	0	0.0	3	2.1
13 施設長の施設運営管理が不十分	0	0.0	0	0.0
14 栄養士が未充足	0	0.0	1	0.7
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	0	0.0	0	0.0
16 その他	7	4.3	14	10.0
	91	56.2	98	68.7

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$